

## 和歌山市青岸エネルギーセンター余剰電力売却仕様書

### 1 件名

和歌山市青岸エネルギーセンター余剰電力売却

### 2 施設概要

#### (1) 対象施設

和歌山市青岸エネルギーセンター

#### (2) 所在地

和歌山市湊1342番地3

#### (3) 業種及び用途

一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）

### 3 予定売却電力量

7, 832, 617キロワット時

- |                      |    |           |
|----------------------|----|-----------|
| (1) 予定売却電力量          | 別紙 | 資料1-1のとおり |
| (2) 予定売却電力量（過去3年）    | 別紙 | 資料1-2のとおり |
| (3) 売却電力量実績（過去3年）    | 別紙 | 資料2-1のとおり |
| (4) 時間別売却電力量実績（過去3年） | 別紙 | 資料2-2のとおり |
| (5) 焼却炉稼働実績（過去3年）    | 別紙 | 資料3-1のとおり |
| (6) 焼却炉運転実績（過去3年）    | 別紙 | 資料3-2のとおり |

### 4 供給期間

令和8年10月1日0時から令和9年2月28日24時まで

### 5 受給地点

所在地と同じ

### 6 送電責任分界点

青岸エネルギーセンター構内受電室内における33kV断路器電源側接続点

### 7 財産責任分界点

送電責任分界点と同じ。

ただし、取引用電力量計（一般送配電事業者財産）は除く。

### 8 接続電力系統

関西電力送配電株式会社

### 9 電気方式等

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 電気方式     | 交流3相3線式    |
| (2) 最大受電電力   | 4,300キロワット |
| (3) 周波数      | 60ヘルツ      |
| (4) 供給電圧（標準） | 30,000ボルト  |
| (5) 標準力率     | 85%        |

(6) 受電方式 1 回線受電

1 0 発電設備

- (1) 発電機 蒸気タービン発電機
- (2) 燃料 廃棄物
- (3) 定格出力 4, 300キロワット×1基
- (4) 最大出力 4, 300キロワット

1 1 その他設備

- (1) 非常用発電機 (ディーゼルエンジン発電機) 500キロボルトアンペア
- (2) ごみ焼却施設 (ストーカ式焼却炉) 200トン/日×2炉

1 2 環境価値の帰属

発注者 (以下「甲」という。) の発電設備で発電された電力は、再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用を受けていない再生可能エネルギー (非FIT非化石電源) であり、甲から受注者 (以下「乙」という。) に売却する余剰電力には、環境価値を含むものとする。また、ごみ質の組成分析結果によるバイオマス比率の算定は、毎月実施する予定である。

【過去三か年のバイオマス比率】

月	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4月	62%	57%	56%
5月	51%	37%	52%
6月	37%	57%	47%
7月	44%	44%	57%
8月	47%	48%	61%
9月	71%	48%	71%
10月	35%	48%	58%
11月	44%	56%	54%
12月	59%	56%	42%
1月	48%	44%	55%
2月	50%	46%	56%
3月	43%	37%	40%

1 3 発電設備の停止期間

令和8年10月1日から令和9年2月28日までに予定している焼却設備の停止期間は以下のとおりである。

- (1) 1号炉のみ停止期間 無し
- (2) 2号炉のみ停止期間 令和8年11月9日～令和8年11月27日
- (3) 両炉全停止期間 令和9年1月18日～令和9年1月28日

※上記停止予定は令和8年6月時点での予定であり、変更される場合がある。

#### 1.4 入札時における契約希望単価

入札金額内訳書に記載する単価は、予定売却電力量に対する電力料金の契約希望単価(0.01円単位で設定する1kWh当たりの単価。ただし、料金の設定区分に応じて単一の単価とし、消費税及び地方消費税相当額を含まない。)に記載すること。なお、入札金額の根拠となる入札金額内訳書(別紙)は、入札書の後ろにホッチキス止めを行い、割印して提出すること。契約希望単価は発電側課金を含まないで設定すること。

##### (1) 入札額の算出式

次のア～ウの合計とする。なお、各時間帯区分については、別紙「和歌山市青岸エネルギーセンター余剰電力売却契約書(案)」に基づくものとし、各時間帯区分における予定売却電力量については、別紙資料1-1「予定売却電力量」を参照すること。

ただし、「ア 重負荷時間帯電力量」については、契約期間対象外となるため設定しない。

ア 「重負荷時間帯電力量×重負荷時間帯電力量の料金単価」

イ 「昼間時間帯電力量×昼間時間帯電力量の料金単価」

ウ 「夜間時間帯電力量×夜間時間帯電力量の料金単価」

##### (2) 料金を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

ア 電力量1キロワット時の単価の単位

最小単位を0.01円とする。

イ 料金計算における金額の単位

1円単位とし、1円未満の端数は切り捨てとする。

#### 1.5 その他

##### (1) 予定売却電力量

ア 予定売却電力量は、焼却炉の停止期間の変更、焼却炉及び発電設備や電気設備等の運転状態もしくは故障等、また、一般送配電事業者財産の送電系統トラブル等により変動する可能性があるが、甲はその予定売却電力量に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。ただし、大幅に変動が見込まれるときは、速やかに乙に状況等を連絡する。

イ 本仕様書の予定売却電力量は、焼却炉及びタービン整備等による運転停止期間を見込んだ数値である。

##### (2) 計量器及び通信装置

ア 当施設には、一般送配電事業者財産のスマートメーターが設置済みであり、供給期間中に計器検定満了となるため、計量器の取替を予定している。その費用については甲及び一般送配電事業者の負担とする。

イ 乙が料金の算定等に新たに計量器及び通信装置が必要な場合は、その設置に要する費用は全て乙が負担するものとする。また、取付に関して既設設備で改造等が必要な場合は、一切の費用を乙にて負担するものとする。

- ウ 乙が設置した計量器及び通信装置が不要となった場合は、乙の負担にてこれを速やかに撤去するものとする。
  - エ 乙が設置する計量器及び通信装置の設置場所は無償で貸与する。ただし、設置場所等は、事前に甲乙の協議により定めるものとする。
  - オ 乙が設置した通信装置の消費する電力及び通信に係る費用については、乙がこれを負担するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに準ずるものとし、甲乙の協議により定めるものとする。